

# ニュースレター

## 目次

- 強度行動障害に関する体系的な研修…………… 1
- 特集：発達障害児・者への支援…………… 2
  - ・ 診療からみえる発達障害
  - ・ 障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設
  - ・ 地域生活体験ホーム「うぐいす」、ケアホーム「やちよ」を開設
  - ・ 行動障害を有する者を支援する従業者を対象とした研修及び研究について
- 当法人における高齢者支援の取り組み……………11
- Q&A 障害者支援施設からの問い合わせ（援助・助言）……………13
- 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援……………14
- 平成25年度調査・研究のテーマについて……………16
- 【調査・研究】短期入所（ショートステイ）実態調査の結果……………17
- 第二期中期計画期間の地域移行実績報告……………20
- 【養成・研修】平成25年度研修会・セミナー等の開催（予定）について……………22

## 強度行動障害に関する体系的な研修

### のぞみの園が国研修を実施

理事長 遠藤 浩

独立行政法人改革については、平成二十四年一月二十日の閣議決定により「制度及び組織の見直しの基本方針」が決定され、これに基づき、昨年の通常国会に独立行政法人通則法の改正法案が提出されました。ニュースレター平成二十四年四月号で紹介したように、見直しの基本方針では、のぞみの園は「成果目標達成法人」とされていますが、改正法案が廃案となりました。しまいました。

その後、本年一月二十五日の閣議決定「平成二十五年度予算編成の基本方針」の中で、平成二十四年一月二十日の閣議決定を当面凍結し、見

### 独立行政法人のミッション

直しについて引き続き検討を進め、改革に取り組むこととされました。

このような経過を辿り、現在、行政改革推進会議に設けられた有識者委員懇談会において独立行政法人改革の議論が行われています。本年五月七日の同懇談会で配布された総務省作成資料では、独立行政法人制度の本来の趣旨に照らし、主務省（のぞみの園の場合は厚生労働省）は「自らの政策目的を遂行するために、独立行政法人に対して明確なミッションを付与」すべきことが強調されています。

そのミッションの多くは、各法人に対する中期目標の中で具体化されていると考えられます。のぞみの園の第三期中期目標（平成二十五年度から二十九年度まで）においても、入所利用者の地域移行、新たに入所受け入れをする対象者とそのモデル的支援、発達障害のある人たちを対象とする就学前から成人までの切れ目のない支援、障害者総合支援法に基づく重度障害者へのモデル的支援などに関して、厚生労働大臣の指示が明記されています。

さらに、実際の行政施策の枠組みの中で、独立行政法人の担うべきミッションが具体的に示されることもありま

障害を有する者等に対する支援者の人材育成」事業において、のぞみの園が国研修を実施すると明確に位置づけられていることがあげられます。

### 強度行動障害に関する体系的な研修

この新規施策では、施設系・居住系のサービス管理責任者または訪問系のサービス提供責任者となるには、都道府県が行う強度行動障害支援者養成研修（都道府県研修）をあらかじめ修了することが望ましいとされ、都道府県研修の指導者（強度行動障害支援技術者）を養成するための国研修をのぞみの園が実施するというスキームになっています。このことは、既に本年二月二十五日の障害保健福祉関係主管課長会議資料の中で全国に周知されています。（なお、行動援護ヘルパーについては都道府県研修の必修化の方向で検討されています。）

その会議資料によれば、「強度行動障害を有する者は：受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。一方で、施設等において適切な支援を行うことによ

り、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなど、支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている」ことから、適切な支援を行う職員の人材養成を進めていくということです。

### のぞみの園が国研修を実施

のぞみの園では、平成十八年度から、障害者自立支援法により障害福祉サービスの一つとして法定化された「行動援護」に関する人材の養成研修に携わってきました。具体的には、都道府県が行う従業者養成研修のプログラムとテ

キストを開発し、都道府県研修の指導者養成のための中央セミナーを十一の都道府県で合計十三回開催しました。その修了者数は一千人を超えるに至っています。

また、平成二十二年度から二十四年度まで、行動援護に加えて、移動支援、日中一時支援、居宅介護、児童デイサービスなどの地域生活を支えるサービスの把握や自治体による運用面での課題把握などに関する調査研究も行ってきました。

これらの調査研究を通じて、①行動援護の利用者の半分は十八歳未満の児童であ

り、放課後対策や家族のレスパイト機能としての利用が多いこと、②重度であるが故にサービスの利用に慎重になる家族が見られること、③強迫性障害や不安障害といったいわゆる精神科症状のある人の支援が次第に増えていること、などの実態が明らかになってきました。このため平成二十三年度と二十四年度

に、重度の発達障害のある人などに対してこれらのサービスを提供している事業所のサービス管理責任者などを対象として、事業所運営のあり方や提供するサービスの質の向上などについて学ぶ研修会

を開催しました。

このように、平成十八年度から人材養成事業と調査研究事業を通じて、行動援護の全国的な普及とサービス水準の向上に貢献してきたことが評価され、強度行動障害支援者の養成研修においても、行動援護の場合と同様の役割をのぞみの園が担うこととされたものと自負しています。

### 十月に国研修を実施

現在、外部の有識者のご参加をいただき都道府県研修のプログラムとテキストの作成に取り組みとともに、第一回目の国研修を十月八日から十

日までの三日間のプログラムで実施すべく準備を進めています。その参加者については、各都道府県に二～三人のご推薦をお願いすることを検討中です。

全国の関係者の皆様におかれては、本年度の国研修及び都道府県研修が円滑に実施されて来年度以降につながるよう、是非ご理解ご協力を賜るようお願い申し上げます。



のぞみの園内のばら  
“ピエールドユロンサル”

## 特集

# 発達障害児・者への支援

## 就学前から成人まで切れ目のない支援を目指して

### まえがき

発達障害ということばは、決して新しいものではありません。しかし、障害福祉分野以外でも頻繁に使われるようになったのは、十数年前からです。特に、平成十九年の

発達障害者支援法施行前後から、テレビや新聞で頻繁に取り上げられ、一般向けの書物も複数出版されています。

発達障害についての学術的な定義には諸説ありますが、現段階では、自閉症スペクトラム障害(ASD)を中心に、

注意欠陥多動性障害(ADHD)や学習障害(LD)を含むグループのことだと、多くの人が理解しています。また、認知能力については、知的障害の判定を受ける人から、知的障害ではないが平均的な能力には至らない人、さらに平

均あるいはそれ以上の認知能力の人まで多様です。特に、知的障害のない人は、大人になった段階で障害福祉のサービス対象にならない、谷間の障害と呼ばれていました。しかし、今では、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられ

るようになっていきます。

さて、これまでのぞみの園では、発達障害への支援をいくつかの視点から行って来ましたが、まず、診療部を中心に、幼児期から学齢期の多様な発達障害の子どもとその家族に、様々な専門スタッフが協力して支援を行って来ました。「診療からみえる発達障害」は、児童精神科医の診察室からうかがえる、発達障害児とその家族が抱える課題と、解決のアイデアを記したものです。「障害児通所

支援センターいんぼくを開  
設」では、診療部機能を拡大  
し、個別課題やグループ活動  
の時間を増やし、今まで以上  
に集中的な療育の実践ができ  
る新しい取り組みの紹介で  
す。「できた」「楽しい」「チャ  
レンジ」をモットーに支援を  
はじめた「れいんぼく」の今  
後の展開も期待して下さい。

のぞみの園では、罪を犯し  
た障害者の支援も継続して  
行ってきました。発達障害  
が、反社会的行動や犯罪に直  
接結びつく訳ではありません  
。しかし、大人になった彼・  
彼女たちから、子どもの間の  
支えの重要性を実感するのも  
事実です。発達障害のある子  
どもたちに、自信をもって生  
き生きと過ごせるきっかけを  
のぞみの園では提供して行き  
たいと考えています。

また、のぞみの園では、知  
的障害が非常に重度で著しい  
行動障害がある人への自立支  
援も行って来ました。一人ひ  
とりの状態に合った構造化や  
コミュニケーション方法を採  
用するなど、落ち着いて、  
毎日の日課に積極的に取り組  
むように変化してきた人が  
多数います。「地域生活体験  
ホームうぐいす・ケアホーム

やちよ」の取り組みは、この  
ような人たちの地域生活を支  
える取り組みを紹介したもの  
です。二十年以上前に、強度  
行動障害者対策が国の大きな  
課題として登場し、今もって  
解決策を模索している段階で  
す。このような小さな実践の  
積み重ねが、まだまだ必要な  
領域です。

法人名に「重度知的障害者  
総合施設」と記されているの

## 診療からみえる発達障害

### 診察場面の一風景

のぞみの園です。しかし、第三  
期中期目標からは、発達障害  
のある人の就学前から成人期  
までの切れ目のない支援が、  
実践ならびに研究すべき大き  
なテーマになっています。今  
回の特集は、最初の取り組み  
の紹介です。多くの方の、ご  
批評、ご意見をお待ちしてお  
ります。

(研究部長 志賀 利二)

筆者が当法人診療部に着任  
して四年が経ち、振り返ると  
診療所の外来風景はこの数年  
で様変わりしたように思えま  
す。様々な悩みを抱えた親子  
に対し、診療部スタッフがそ  
れぞれのスペシャリティーを  
発揮し、医療的ニーズに応え  
ております。いわゆる「施設  
内」診療所から脱却し、現在  
は地域で生活する子どもたち  
やその家族を対象とした外来  
診療が主となり、診療所外来  
は子どもたちの声でにぎわう  
ようになりました。

現在、診療部における外来  
診療では、発達障害をもつ子

どもたちが約六割という状況  
であり、発達障害を取り巻く  
社会的諸問題を反映している  
結果といえるでしょう。ここ  
で、外来診療ではどのような  
やりとりが交わされているの  
か、発達障害のある子どもや  
その家族との診療風景を、筆  
者の見解とともにお伝えした  
と思います。

### ①不登校児のこころの真実

初診で来所される子どもた  
ちの中には、学校に行けない、  
いわゆる不登校の状況にある  
ことも少なくありません。筆  
者を初め、臨床心理士、言語

聴覚士、ソーシャルワーカー  
など他職種がそれぞれの持ち  
場で専門性を発揮し、子ども  
たちや家族へ粘り強く援助を  
続けた結果、登校できるよう  
になることもあります。し  
かし、登校再開が治療援助の  
ゴールではありません。再登  
校後も安心そして楽しく生活  
できるように働きかけ続ける  
ことが最重要課題です。よっ  
て学校側との連携協議も積極  
的に行うことが必要となりま  
す。

「学校に来られるように  
なって、最近学習に取り組む  
ようになりました。行事にも  
参加するようになったんで  
す。とても成長したと思っ  
ます」。学校教員よりこのよ  
うな話が時々聞かれます。し  
かし、子どもたちが何かに必  
死に取り組んでいる姿を見て  
「成長している、頑張ってい  
る」という評価に留めておい  
ていいのでしょうか。

もしかして、取り組みざる  
を得ない心境もしくは状況な  
のかもかもしれません。  
取り組み続けないと無視さ  
れるかも、怒られるかも、と  
いう不安の中でもがき続けて  
いる姿かもしれないのです。  
「だって宿題やらないと親に

怒られるし」「先生が、頑張っ  
て、って言うから」診察でほ  
つりと漏らす子どもたちの声  
が協議中によりみえつてきま  
す。ほめられるために、評価  
を下げたくがないために頑張  
るしかない子どもたちが筆者  
の周りには多くいるのです。

子どもたちに必要なのは、  
ほめることも大切なことでは  
ないでしょうか。「ご苦労様  
でした」。この一言が、常に  
気丈に振舞わねばならない子  
どもたちへ、束の間ではあつ  
ても安堵をもたらさうので  
しよう。

### ②「嘘つき」の裏側には

外来診察で「子どもが嘘ば  
かりつく」という相談は外来  
診療の中でも非常に多いで  
す。子どもがなぜ嘘をつかね  
ばならないのか、その多く  
は「親や先生に怒られるだろ  
うから」でしょう。特にAD  
HD特性の目立つ子どもたち  
は、その行動が叱  
られる要因となり  
やすく、叱られ  
ない日はない程の  
状況になっている  
ことも珍しくあり  
ません。嘘と気づ



かれた時はさらに怒られてしまふので、徐々に知らないふりをするようになっていきます。親は「怒らないから言ってみて」というが、真実を述べるとやはり怒られてしまうことが分かっているからでしょう。

嘘をつくことで叱られてばかりの子どもは、診察時に質問した時の反応で気付きます。「宿題やってる？」と聞くと、即座に母（もしくは父）の表情を見てどう答えればよいか窺っていることがほとんどです。やっているとさえ、そんなことないでしょー」と、やっているとさえ「ちゃんとやりなさいー」と叱られるのが日常になっていて、これを察します。なかなか答えられずもじもじしている子どもに対し、親が「お前に聞いてるんでしょ?！」と強く促す時、親の子に対する暗黙の支配構造が見え隠れする瞬間です。親がなぜそこまで子どもを叱らねばならないのでしょうか。集団と一致した行動ができねば厳しく叱られるはじかれる。そうはさせたくない親の思いが子への「叱責」となっており、前出の「恥をかかせたくない」他

者の痛みを分かち合ってもらいために「親は子を叱るのかもしれない。しかし、叱られ続けている子どもが感じ、分かるのは「自分は恥ずかしい人間である」「自分の痛みもよく分からなくなる」となっています。子どもは親に、体験した出来事をまずは評価せずにまるごと聞いてもらいたい、いつも思っています。テストで成績が振るわなかったことも、お友達とケンカしてしまっただけ、先生から配られたプリントを学校に置き忘れたことも、まずはそのまま聞いてあげてほしいと思います。「そうなの…」と。

一方で、親が子をほめることについて、「どうやって?」「どこを?」という親からの質問や相談も多いです。診療経験から感じることで、ほめることが上手な人に共通するのは、褒め言葉の中に「感謝」という意味合いを込めて伝えていくということです。「助かったわー」「気を利かせてくれたねー」などという言葉掛けなどは、感謝を伝えられていると思います。子どもたちには「何かに確実に貢献している」という実感や伴うような働きかけが大

切です。役立たずな存在であるという認知は、ダメ出しの連続や訴えに耳を傾けない周囲の態度で形成されていくのです。

子どもたちが取る行動について、なぜ望ましいのかを説明することは望ましくないのかを説明することが肝要です。自ら起こす行動の意味づけを、少しずつ理解できるようにゆっくり伝え、それを繰り返して継続すること。納得のいく理解ができる時は、いずれ社会へ巣立っていった時であってよいのではないのでしょうか。

### ③コミュニケーションで悩む人々

当法人では、平成二十五年四月一日より障害児通所支援センター『れいんぼ』を開設しました。主に発達障害のある子どもたちを対象に、基本的な生活習慣の自立、感情や行動の統制、集団適応の向上を目的とした個別・集団療育支援を行う事業を展開する診療部療育支援課として設置されました。療育支援事業を行うに際し、親のニーズとして最も多かったのが「コミュニケーション能力を高めて欲しい」というものです。これは

まさに、現代社会で今最も求められているものの反映のよう感じます。

一昔前のサービス体系は主に「対物」であり、今ほど高いコミュニケーションスキルを必要とせずとも成り立っていた社会でした。人は豊かさを求め続ける生き物であり、豊かさを求めた結果社会資源は多様化する一方です。その結果、現在のサービス体系の多くは「対人」となっています。

消費者の権利意識が高まるにつれ、消費者に対していかに独自のサービスを提供できるかは提供側にとって死活問題とも言えます。消費者のニーズを把握する能力、それに応えるための説明能力、宣伝技術など高度なコミュニケーションスキル。提供側は無条件にそれを要求されるのです。

このような「対人」サービス隆盛の現代社会において生きづらくなっている人たちが昨今クローズアップされてきました。学校や職場など集団社会における適応困難：それが例えば発達障害のある人たちであつたりします。多様化したサービス産業で豊かな社

会になりつつある現状が、今まで顕在化することのなかった発達障害者の苦悩を浮き彫りにさせているようです。

コミュニケーション能力が否応なしに求められてしまう現代社会。どこまでも自らの思いを伝え、それを周囲が受け止めお返しする、というスタイルは形骸化の一途です。多大なる労力を費やしてまで複雑極まりないコミュニケーションを行うことに、疲れ果てている人たちが多くいるのです。

「シンプル・イズ・ベスト」というフレーズは、現代コミュニケーションにおいては全く当てはまらなくなっている気がしてなりません。ズバリと物申すことが敬遠され、本心を常にオブラートに包んで差し出さねばならないという、いわゆる「上品」な言い回しが重宝されている現代日本において、発達障害当事者の悩みは尽きることがないと思うと、一抹の寂しさを感じずにはいられない日々の診療です。

（診療部長 有賀 道生）



のぞみの園内のばら「ナエマ」

# 障害児通所支援センター

## 『れいんぼ』を開設

平成二十五年四月一日、一年間の準備期間を経て、障害児通所支援センター『れいんぼ』が開設しました。現在約四十人の子どもたちが利用を始めています。

### 『れいんぼ』開設まで

『れいんぼ』は「幼児から大人になるまで切れ目のない支援」「発達障害を有する児童のニーズに応じる」「家族支援」というキーワードを軸として開設準備が進められました。

建物は当法人の敷地内に新築することになり、まず初めに行ったのが設計のプランを検討することでした。先進的



な取り組みをしているいくつかの施設の見学に行き、使いやすい建物の構造、支援の手立てや方法、課題となっていることなどを情報収集しました。その結果、建物の構造に

関してはシンプルかつ機能的で多目的に使用できるスペースを考えました。二つの活動室は間仕切りがあり、大きな一つの部屋として使用ができるようにしました。また、運動活動を中心に行う多目的室と



▶多目的室

多目的室と



隣の食堂も間仕切りを移動させることで広いスペースができます。二つの相談室のうちの

一つは防音と調光が可能な部屋になっていて、感覚に過敏さを持つ子どもに配慮できるようにしました。さらに、発達障害を持つ子どもたちは些細なことでも気になり活動の妨げとなることがあるため、スイッチにカバーをかけたり、コンセントの高さ、窓の大きさや位置などにも配慮しました。

庭には幼児期の子どもに大切な感覚を使った遊びができるように滑り台と砂場、水道を設置しました。内装はシンプルですが、部屋



の扉の色をすべて違う色にすることでカラフルで明るく楽しい雰囲気を作るとともに、

子どもたちに扉の色を伝えることで部屋と部屋の移動を分かりやすく示すことができるようにしました。

建物の準備と同時進行で運営方針や支援の方向性などの検討を進め、平成二十五年四月に開所式を迎えました。

### 『れいんぼ』の支援

れいんぼは二歳から六歳（小学校就学まで）を対象とした『児童発達支援』、小学生から高校生までを対象とした『放課後等デイサービス』の二つの事業を行っていきます。

『児童発達支援』は、二歳〜三歳の子どもと親と一緒に通園する〈きらきら☆〉、三歳〜五歳の子どもが単独で通園する〈にこにこ☆〉があります。

〈きらきら☆〉では、親子一緒にプログラムを実施し子どもに対して療育的アプローチを行うとともに親も子どもへの理解を深め、育て方のコツを知ることを目的としています。

〈にこにこ☆〉では、親から離れ、スタッフや子ども同士のコミュニケーションを大切にしながら、子どもが主体

的に活動に取り組めることを目的としています。

『放課後等デイサービス』は、年齢層が幅広く、活動時間もまちまちなため、毎回一人ひとりに応じたスケジュールを用意しています。子どもの興味関心があることを中心に苦手なことにもチャレンジできるようにプログラムを組み、達成感や面白さを感じられるように支援をしています。

『れいんぼ』の活動は大きく三つに分かれます。一つ目は子ども一人一人の発達に合わせた課題学習を中心としたプログラム、二つ目は不器用さや体のコントロール、感覚の問題などにアプローチをする運動を中心としたプログラム、三つ目は小集団のグループ活動で社会のルールや対人関係などを学ぶプログラムがあります。

また、保護者向けプログラムとして月に二回、懇談会を開催しています。子育てや社会性の育ち、進路、発達障害など毎回テーマに沿った学習をしたり、保護者同士で交流し情報交換などを行っています。

『れいんぼ』の活動を支

える専属スタッフは六人います。一人の子どもを支援するためにには専門職がチームとなつて取り組むことが有効と考え、子どもが発達や心の状態を把握し支援する臨床心理士、体の発達や運動、不器用さや感覚の課題を把握し支援する作業療法士、子どもの遊びや身辺自立を促し、集団活動を支援する保育士がチームで支援しています。さらに医師、看護師、言語聴覚士、医療ソーシャルワーカーなどが必要に応じて支援を行っています。

### 『れいんぼ』の子どもたち

児童発達支援は、「おはようー!」の元気な挨拶から始まります。玄関でカードをもらうと子どもたちは自分のスケジュール表のところに行き、一日の活動の確認をします。朝の会、運動、お勉強、外遊び、お散歩、給食…。子どもたちは一日の見通しを持つことができ、安心して活動を楽しむことができます。言葉の理解が苦手な子どもも写真や物を見ることで伝わりやすくなります。四月から通っている子どもたちにも最初に見られた変化は着席です。最初はなぜ座るのか、いつま

### スケジュール一例



児童発達支援 放課後等デイサービス

で座っているのか分からずフラフラしていた子どもも、見通しが分かることで席に座ることができるようになります。注目の先生に注目できます。先生の話などにも興味を持ち真似をするようになります。幼児期の子どもは興味を持つとスポンジのようにどんどん吸収していきます。このようにして子どもたちに変化が見られることで保護者の方々からも「言葉が増えてきましたようです」「表情が変わってきました」「などうれしい言葉をいただいています」。

放課後等デイサービスは、学校が終わった後に通ってきます。「こんにちはー!」「子どもたちは『れいんぼ』に到着するとすぐに自分のロッカーに行き、あらかじめ用意してある個別のスケジュールを見ます。「今日は運動があるんだ!」「今日の

SST(ソーシャルスキルトレーニング)はどんなことをするの?」「子どもとスタッフでスケジュールの確認をして活動開始です。『れいんぼ』では、子どもが主体的に動くことを大切にしているので、自分でスケジュールを見ながら活動場所に移動しプログラムに参加できるように支援しています。プログラムの最後には必ずまとめの時間を入れていきます。『れいんぼ』の活動を振り返り、どんな気持ちになったかを表現してもらいます。自分の気持ちを客観的に捉え、まとめ、発表するという一連の作業をすることで、自己理解や他者理解を促しています。保護者からは「れいんぼに通うようになって気持ちが安定してきました」「宿題がスムーズにできるようになりました」「れいんぼが大好きなようです」などの感想をいただいています。

『れいんぼ』という名前には、「子どもたちがそれぞれの色で光り輝き、次のステップへの架け橋となる場所でありたい」という願いを込めて付けました。

また、『れいんぼ』に通っ

## 地域生活体験ホーム「るぐす」

### ケアホーム「やちよ」を開設

#### 入居に至るまでの取り組み

当法人の近隣地区に位置する高崎市乗附町に「地域生活体験ホームるぐす」(以下「るぐす」という。)(写真1)

を平成二十五年三月に開設しました。近隣には住宅・小学校・介護老人施設などが点在し、また、平成十六年十一月に開設した「地域生活体験ホームくるん」があることから、既に住民の方々も障害者

てくる子どもたちは幼稚園や保育園、学校、あるいは家庭で我慢をしたり、うまくいかなかったり、叱られることが多く、自信が持ちにくくなっている子どもたちです。

このため、『れいんぼ』では保護者支援を充実させる

とともに「楽しい!」でできた!」チャレンジ」をモットーに、子どもたちが自信を持って生き生きと過ごせるようにサポートしていきたいと思っています。

(診療部療育支援課  
療育支援係長 星野亜希子)

に対す理解を深めており、好意的で当法人の事業に対する理解のある土地柄です。

「るぐす」への入居対象利用者は、自閉症を有する重度の知的障害者とし、地域活動への参加や少人数での暮らしを通して、地域生活移行を目指すことを目的としています。

平成二十五年四月一日より、かわせみ寮(自閉症や行動障害等を有する入所利用者のための特別支援寮)に在籍している男性の利用者五人を受け入れました。

受け入れにあたっては、もうひとつの「地域生活体験ホームくるん」において、一週間程度の短期宿泊体験を個別に実施し、利用者の環境の



(写真1)

# 「発達障害啓発週間inたかさき」

平成19年12月に、国連総会において毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われています。厚生労働省では、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、社会全体で自閉症等の発達障害を啓発する事業を推進しており、また、当法人が所在する高崎市においても、地域住民に発達障害に関する理解の促進を図るため、4月2日から9日を「発達障害啓発週間inたかさき～地域で広げよう！発達障害の理解と支援～」というタイトルで、高崎市役所内で発達障害啓発パネル展示やDVDの放映、講演会などが実施されました。



変化や夜間の状態こだわり、他者との関係性等の状況を事前に把握しました。

高崎市の発達障害啓発週間の実施に伴い、同市より発達障害啓発パネル展示と講演会での講師派遣の依頼がありました。



発達障害啓発パネル展示については、療育機関などのPRということでしたので、当法人が、本年4月より開設した障害児通所支援センター「れいんぼ～」の概要や事業内容を説明したパネルを作成し展示しました。

また、講演会での講師派遣については、当法人の精神科医であります有賀診療部長が「発達障害って何だろう？」をテーマに、発達障害を取り巻く学童期や思春期の問題、具体的な支援方法や家族支援について講演を行いました。

講演会には、保育園や幼稚園、学校の関係者、また、子育て中の親など約130人が参加し有賀診療部長のお話を熱心に聴講していました。当法人は、第三期中期目標において、厚生労働大臣より「発達障害児・者の支援ニーズに対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。」について指示を受けたことに伴い、本格的に発達障害児・者への支援に取り組むこととしました。また、本年4月1日より児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを開始したところであります。

これからは、この目標の達成に向けて発達障害児・者への支援に取り組んでまいります。



また、うぐいすで利用者の支援にあたる職員は、かわせみ寮において生活の流れや日

中活動の様子、自立課題や行動特性、支援の現状等について、事前研修を行い、支援会



## 体験入居する人達

「うぐいす」に体験入居された五人の方の暮らしをご紹介致します。

年齢は三十九歳から五十歳（平均年齢四十四歳）で、当法人に入所する利用者の中には若い年齢層で、強いこだわり等の行動特性も顕著な方々です。

入所年数は十九年から三十二年、いずれの方も生活寮から行動障害等への支援に特化した「かわせみ寮」へ転寮し、TEACCHプログラム等の手法を用いた支援の下で数年間生活した利用者です。

## 暮らしの場と暮らしの工夫

それぞれの居室は、押し入れ（引き戸、鍵付き）やエアコンが完備された六畳ほどの個室です。各室にカーテンはありますが、カーテンを苦手

議等にも参加し、ご本人の支援課題や支援方法について研鑽を積みました。

入居予定利用者の保護者の方には、懇談会や意見交換会の開催、建物や周辺環境の見学をしていただき、不安を解消するために事前の説明を行いました。



（写真3）



とする人が多く、代用品として室内側に引き戸（写真2）を設け、日差しや外界からの刺激を遮断する役割を持たせています。閉じることでカーテンと同様の機能が得られ、断熱効果もあるためエアコンの効きも良く、カーテンを苦手とする人にとっては都合の良いシステムとなっています。居室の蛍光灯は埋め込みタイプとし、照度を抑え刺激が少ないように配慮しています。

居室のレイアウトについては、入居利用者の特性に配慮しつつ、保護者の思いも取り入れた個室（写真3）となっています。

食堂については、落ちついて食事が摂れるよう物理的構造化（エリア、境界の設定）を行い、三方向にパーティション（写真4）を設置している利用者



（写真4）

三人、二方向が一人、他一人となつています。食器は割れる物と割れない物の二種類用意し、多種多様な食器の取り扱いが行えることを目標とし、食生活全般においての質の高さを追求したいと考えています。

### 日中活動及び週末の様子

日中活動は、レンタル用のDVDケースに貼られているシールを剥がす作業（受注）及び個々に応じた自立課題作業により、午前・午後一時間半ずつ、週五日間取り組んでいます。

作業内容は在籍寮からの継続としましたが、作業場は園内の日中活動用の建物内に三部屋を新設しました。室内のレイアウトは、作業に集中できるようパーテーションの設置による構造化を図っています。

作業場におけるワークシテムは既に在籍寮においてTEACCHプログラムにより実践されてきたこともあり、作業場の変更等においても導入はスムーズでした。

作業場への移動方法は「うぐいす」から四<sup>キ</sup>ほどの道程を車で移動し、駐車場より徒

歩で作業場へ、昼食は他の建物へ、午後再び作業場へ、終了後、駐車場へ移動するなど毎日同じルートを設定しています。

週末の生活は、近隣地域での活動を軸に、ドライブ・公園散策・外食・理髪店利用などを毎週末に取り入れていきます。地域社会には、さまざまな刺激があり、複雑で混乱することもありますが、成功体験を積みむことよって安定した暮らしが出来るようにと考えています。

### 今後の期待

「うぐいす」の開設と同時に、当法人が所管する自閉症を有する利用者に特化した「ケアホームやちよ」を高崎市八千代町に開設しました。（写真5）

「ケアホームやちよ」には、地域生活体験ホームで生活体験を積んだ五人の利用者が入居しました。いずれの方も、重度知的障害に加えて行動障害や強いこだわりがあり、「地域では暮らすことは難しい」と保護者の方も不安に思われ

ていました。地域生活体験ホームでは、個人々に応じた適切な支援を

提供することにより、見通しの持ちにくさからくる不安などが軽減され、落ち着いた生活ができるようになりま

た。利用者の五人もそれぞれ「ケアホーム」を希望していました。

その生活の様子を、保護者の皆様をご覧になり、地域での生活に対して理解されるようになりま

した。強い行動障害があつて地域で暮らすことが難しいと思われる利用者であっても、地域生活体験を通して、本人も支援者も過ごし方、支え方が見えてくるようになります。

今後とも、計画的な地域生活実践を積み重ね、様々な体験を通してステップアップが図れるよう、支援体制の構築を目指したいと思います。



(写真5)

（地域支援部地域支援課 課長補佐 浅田実千代）

## 行動障害を有する者を支援する従業員を対象とした研修及び研究について

### 「これまでとこれから」

#### これまでの取り組み

当法人では、平成十八年度から行動障害を有する者を支援する従業員を対象とした研修及び研究を実施してきました。研修は、表の三種の研修を七年間にわたり計十六回開催し、受講者は総勢一千二百六十人に及んでいます。

一方、研究では、各研修の

研修名	研修の位置づけ	回数	修了者数
行動援護従業者養成研修中央セミナー	行動援護従業者養成研修(都道府県)の講師・インストラクターの養成を主とする研修	13	1,049
行動援護従業者養成研修都道府県インストラクターパワーアップ編	行動援護従業者養成研修(都道府県)の講師・インストラクターの質の向上を図る研修	1	101
行動援護サービス提供責任者研修	行動援護事業所のサービス提供責任者を対象とし、事業所運営のノウハウを伝える研修	2	110

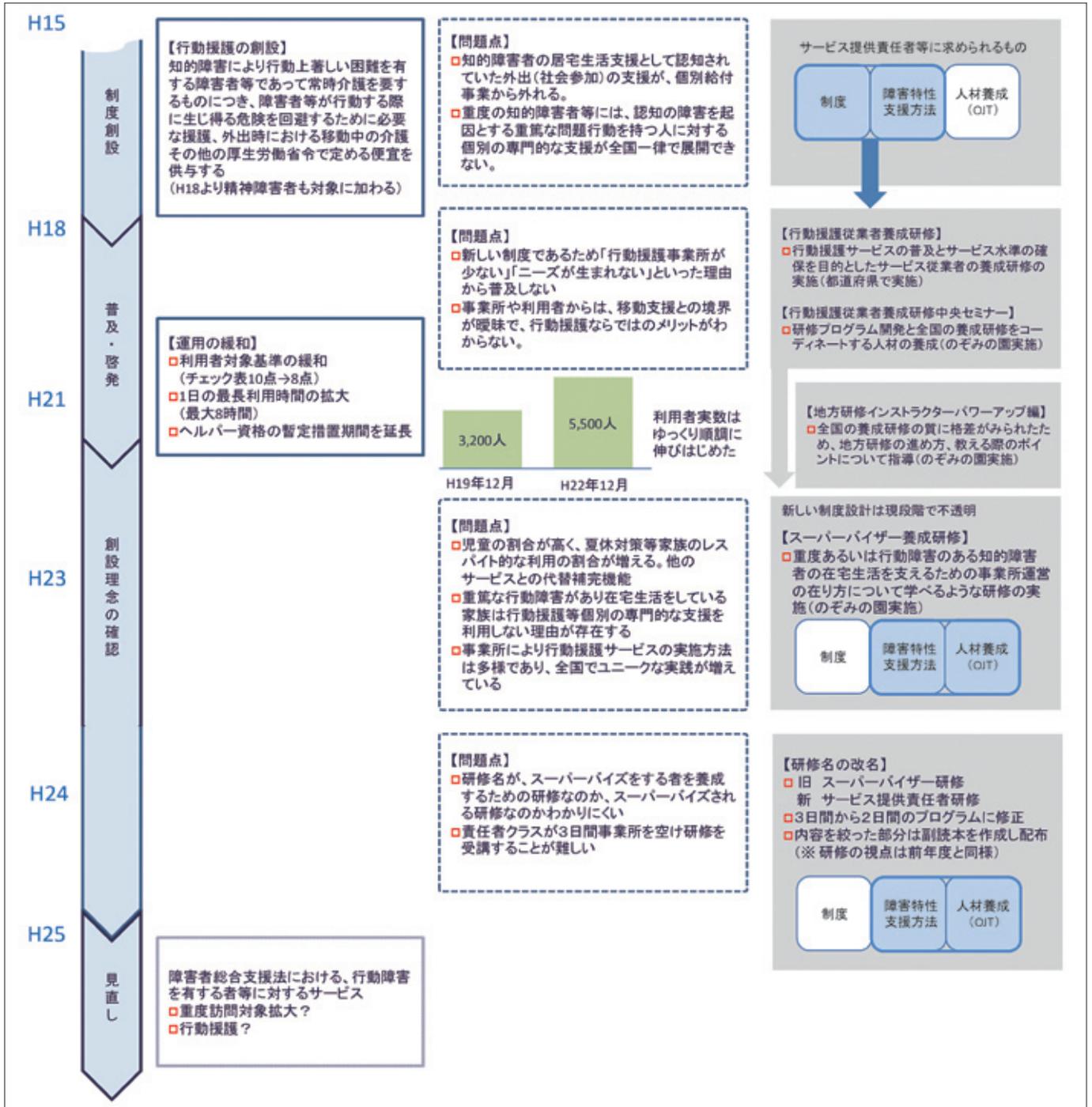
プログラム開発の他、居室系サービスの利用や行動援護事業者の実態調査を行い、現状に沿った情報の発信に務めてきたところです（研究の詳細はホームページ<http://www.nozomi.go.jp>をご覧ください）。

こうした事業実施の背景には、図1のような歴史的経過がありました。

行動援護創設後間もなくは、事業所不足、ヘルパー不足、自治体や使い手の無理解、ヘルパーの質の不十分さといった様々な問題が駆け巡りました。今、その現状はどうなっているのでしょうか。

行動援護の支給決定が「〇（ゼロ）」でなくなった自治体や、行動援護従業者養成研修の講師等が中心となり強い行動障害を有する者への事例を共有するようになった地域、行動援護従業者養成研修の日数を増やし実地研修を組み込んでいく地域があり、少しずつ地域の実情も変化してきています。

図1 行動障害を有する者を支援する従業者を対象とした研修の歴史的経過



行動援護に係る制度	行動援護従業者養成研修中央セミナーカリキュラム		
	日程	区分	内容
自閉症の障害特性の理解	1日目	講・演	行動援護を理解する 行動援護の成り立ちとその役割について
		講・演	行動援護の基本 I 自閉症の障害特性を疑似体験を通して想像し、困難さについて共感を促す
アセスメント技術の習得	2日目	講・演	行動援護の基礎 障害特性の感覚を特性の解説シートを通して整理理解するための入り口
		講・演	行動援護の技術①(アセスメントと個別支援計画) 「特性の解説シート」を使いながら、実際にビデオ視聴によるアセスメント
事例分析	3日目	講・演	行動援護の技術②(個別支援の展開と支援技術の共有) アセスメント：個人による考察から、グループ討議による模擬カンファレンスの実施
		講・演	事例分析 ロールプレイを行いながら、「特性の解説シート」にある障害特性を意識した支援の実践を体験
			研修前後効果測定(チェックリスト)の解説受講者にとっては、前後の理解の違いについて振り返り、研修後の学びを深める契機とする

□ 行動援護従業者養成研修中央セミナー

これまでに実施した研修のプログラム  
ここで、これまでに実施した研修の内容についてご紹介します。

※区分の「講・演」とは、講義と演習の両方であることを示しています。  
※行動援護従業者養成研修都道府県インストラクターパワーアップ編は、中央セミナーの進め方・資料の使い方を説明する研修であったため、ここでの説明は省略します。

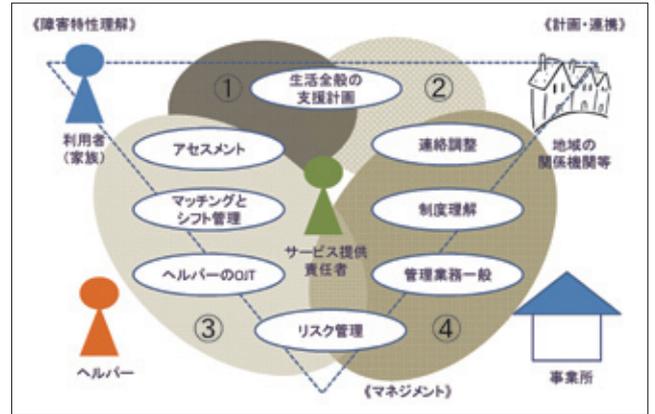
□ 行動援護サービス提供責任者研修

サービス提供責任者研修 プログラム		
日程	区分	プログラム
1日目	演習	事業所紹介
	報告	モデル事例で学ぶ在宅生活支援
	講義	生活スタイルのアセスメントと個別支援計画
2日目	講義	行動障害の理解と予防的対応の基礎
	講・演	ライフステージの変化と障害のある人ならびにその家族のニーズの変化
	報告	ご家族からの報告
3日目	講義	ヘルパー事業所の業務と地域におけるネットワークの構築について
	報告	事業所運営Q & Aミニシンポジウム
	講・演	チームで障害特性を理解するOJT講義・演習
	報告	事例報告①～③
	講義	まとめ

- ①生活スタイルとアセスメント・個別支援計画
- ②ライフステージごとのニーズの変化
- ③OJTとヘルパーのマッチング
- ④制度・リスク管理・サービス調整

このように、従業者向けの研修では、「自分たちが提供するサービスが今の制度の中でどのように位置づけられて

図2 サービス提供責任者に必要な知識・技術

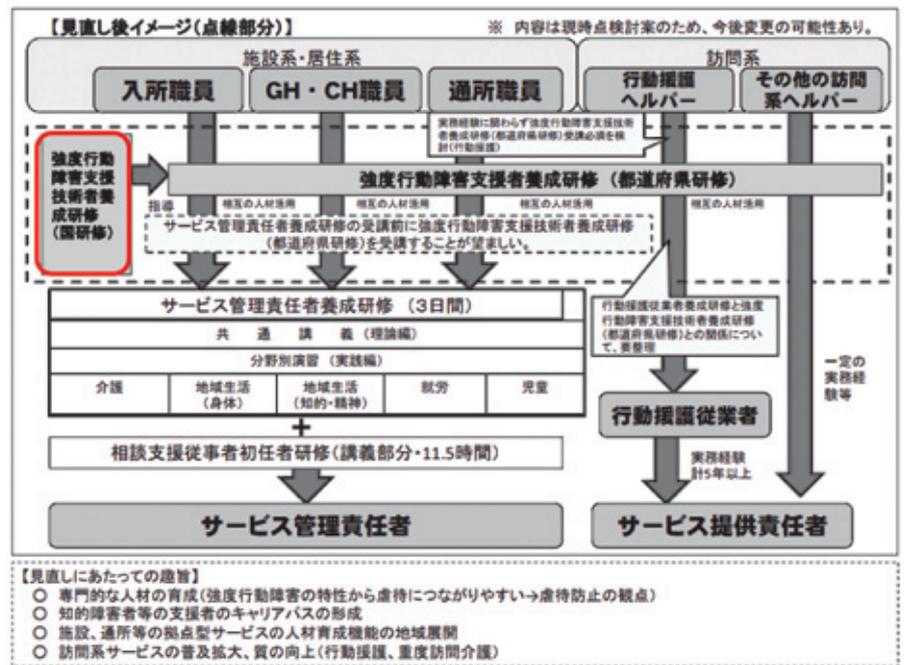


いるものなのか」、「実際に支援する際にはどのような知識・技術が必要とされるのか」という点を学ぶことができるように、一方、サービス提供責任者向けの研修では、居宅系サービスに係る制度と今後の方向性、事業所運営に必要なノウハウを学ぶ・確認できるように(図2)、また、いずれの研修においても実践者同志が横のつながりをつくれるようなプログラムを構成し、実施してきた経過があります。

「強度行動障害者に対する支援者養成研修」は、障害のある者を支援する職員に対し、自傷や他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示す強度行動障害を有する者への対応を学ぶ機会を保障することで、強度行動障害を有する者の受け皿の確保、適切な支援の提供による危険を伴う行動の減少、さらには虐待の防止までも視野に入れ位置づけられています。

研修(国研修)の実施  
平成二十五年  
度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための研修事業が、都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込まれた中、今回、その指導者養成のための研修「強度行動障害者支援技術者養成研修(国研修)」をのぞみの園で実施させていただきましたこととなりました(図3参照)。

図3 強度行動障害者を有する者等に対する支援者の人材育成について



す(※これまで、行動障害を有する者を支援する者への研修として行動援護従業者養成研修が実施されてきたところではあります。今後は強度行動障害者支援者養成研修に一本化される予定です)。

のぞみの園ではこの点を踏まえ、これまで実施してきた行動援護従業者養成研修中央セミナー等のノウハウやネットワークを活かしつつ、広く有識者・実践者の皆様にご尽力をいただきながら研修プログラムをつくりあげ、十月八日から十日にかけ東京で第一回目の国研修を開催する予定です。なお、参加者については、各都道府県にご推薦をお願いすることを検討中です。

(研究部研究課 村岡 美幸)

※出典：厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成25年2月25日)より

# 当法人における…… 高齢者支援の取り組み

## ～二瓶貴子氏の助言・指導を受けて～

いるが、特別の医療的ケアを必要としない利用者としてしました。支援のコンセプトとしては、高齢者に配慮し、ゆったりとした生活の流れを意識した生活支援や穏やかな日中活動等を提供する試みでした。

平成二十一年六月、当法人における高齢者支援の質の向上を図るために、高齢者支援に関して高い知見と経験を有する二瓶貴子氏を招聘することになりました。二瓶氏は、国立仙台病院での看護師としてのキャリアを踏まえ、高齢者福祉施設や地域型小規模多機能ホーム等で高齢者や障害児・者の地域共生ケアに携わり、平成十九年から特定非常利活動法人全国コミュニケーションサポートセンター（CLC）においてさまざまな仕事に取り組んでいました。その多忙な中、毎月二日間「もくれん寮」における支援の実際の場面に入っていたいただき、二瓶氏から直接、支援者の支援内容や取り組み姿勢、高齢者の特性に配慮した生活環境等について、助言や指導を受けることとなりました。

第一次寮再編成は、利用者の個々の支援ニーズに添った寮編成をコンセプトに行われました。当時の「もくれん寮」の対象者は、概ね六十五歳以上で加齢に伴う身体機能低下や高齢者特有の疾患は有して

平成二十一年十二月、第三次寮再編成において、入所利用者の高齢化の進展に伴い、

「もくれん寮」を診療所に近い棟に移設し、新たに隣接する棟を「なでしこ寮」として開設し、既設の「もくれん寮」を男性寮、「なでしこ寮」を女性寮として、二つの寮を併せて高齢者支援グループと称し、「なでしこ寮」も助言・指導を受けることとなりました。

さらに平成二十三年六月から平成二十五年三月までの間、「もくれん寮」「なでしこ寮」に加え、医療的配慮を要する「ひなげし寮」においても支援の場面に入っていたこととなりました。

また、二瓶氏には、平成二十二年六月から平成二十三年二月にわたり、支援の場面で助言・指導の他に、法人職員を対象とした高齢者支援に係る体系的な研修会として、「高齢者支援セミナー」（全五回）の講師も務めていただきました。

研修会の概要は、第一回「老いることー介護老人施設での実践を通して高齢者支援の有り様を考えるー高齢者の身体の特徴を理解するー」、第二回「老いることー介護老人施設での実践を通して高齢者支援の有り様を考えるー高齢者

の心理についてー」、第三回「特別養護老人ホームの現場から」、第四回「認知症ケアの実際」、第五回「施設の暮らしを豊かにー笑顔でいられるケア&地域とつながり続ける支援ー」と内容の深い研修会が実施されました。

さらに、平成二十三年五月、高齢化の進展した入所利用者の中には、認知症に罹患した人や認知症と疑われる行動を呈する人が散見されるようになり、これらの利用者への支援が課題となりつつある中で、各生活寮から選出された五人の生活支援員において、主に認知症の事例を中心に検討する「高齢者事例検討会」を立ち上げることとなり、この会議にも参加していただき、助言者の役割を担っていただくことになりました。「高齢者事例検討会」は、平成二十四年四月から、もう一つのチームを加え、平成二十五年三月までの間、二つのチームの会議における助言者を務めていただきました。

このように二瓶氏には、平成二十一年六月から平成二十五年三月までの間、「支援の実際の場面での助言・指導」「高齢者支援セミナーで

の講師」「高齢者事例検討会での助言者」等とたくさんのお力添えをいただきました。

これらを受けて、現在の高齢者支援グループにおける具体的な支援についてご紹介いたします。

### ○食事支援

ゆったりとした食事のための落ち着いた環境と空間作りを念頭に入れ、利用者の笑顔と満足感のある食事の提供を心がけています。具体的なポイントとして、丁寧な介助や支援による誤嚥及び誤嚥性肺炎の予防、摂食嚥下機能が低下している利用者へは専門医や歯科衛生士への医療的対応による軟菜食やソフト食等の適正な食事形態での提供、車椅子利用者への適正なシーティングへの配慮、職員との会話、食後のお茶から歯磨きへの自然な流れ等が挙げられます。

### ○排泄支援

高齢化に伴う泌尿器科等への医療的配慮と安易なオムツの使用に頼ることなく利用者個々の



のぞみの園内のばら  
“ヘルシューレン”

適切な排泄支援を心がけています。具体的なポイントとして、利用者個々の排尿間隔のアセスメントを通してのトイレサインの確認とトイレ誘導、個人の尊厳に配慮した言葉かけや支援等が挙げられます。

### ○入浴支援

個浴の対応や介護浴槽を利用した、利用者に添った対応を心がけています。個浴とは、職員と一对一での入浴準備から入浴後の着替えまでの連続支援でゆったり満足感のある入浴であり、介護浴槽は重介護化した利用者の心身の状況に合わせた安全・安楽な入浴提供です。

### ○生活環境整備

利用者の居場所作りとしてのパーテーション等による空間の整備、職員が寄り添うことができる寛ぎのスペースの設置等を心がけています。

### ○日中活動支援

高齢者の心身の状態に合わせた一日の時間の過ごし方や活動の内容を心がけています。これまで取り組んできた趣味的・創作的活動の継続や身体に負担を伴わ

ず楽しめる室内での音楽活動やアロマセラピー、戸外での外気浴等の提供の他、地域にある法人の「地域生活体験ホーム」を活用し、買い物や調理、地域住民との交流等、いわゆる「逆デイサービス」として家庭的な雰囲気の中で思い思いに過ごす時間の提供を行っています。



まとめとして、二瓶氏からこれまでを振り返り、実際の支援で変わってきた点を挙げていただきましたのでご紹介いたします。四年前、職員は業務に追われなかなか利用者の隣に座ることができなかつたが、時間があれば利用者の傍に座ることや腰を低くして視線に合わせることができるようになってきたこと。利用者への指導的な言葉かけが減り、丁寧な言葉になってきたこと。利用者の心身の状態に合った時間の過ごし方ができるようになったこと。利用者の居場所作りや利用者が楽しんでと思うことに目が向き、寮間での情報共有や自分たちの支援について考えることが増えたこと等々の言葉をいただきました。

## Column

### ミニつるバラ“のぞみ”が今年も咲きました！

のぞみの園の名前に因みまして、管理棟前に植栽をしました“ミニつるバラのぞみ”ですが、1年間、太陽の光を浴びて、また、恵みの雨が乾いた土を潤し、2年目もかわいい花をたくさんつけました。今年の冬、“ミニつるバラのぞみ”の剪定と誘引をちょっと工夫してみました。皆さま、おわかりになりますか…？

平和への思いを託し名付けられたミニつるばら“のぞみ”です。これからも、元気に成長することを願い大切に育てていきます。



【のぞみの園管理棟前 ミニつるバラ“のぞみ”（花言葉：愛 温かな心）】

また、気になっていることとして、施設内ではあたり前になってしまっていることも、地域や在宅では本当はおかしいことがまだまだあり、それに気づくこと。利用者への言葉かけは、適切な言葉遣いや丁寧な口調、語調等まだ

まだ改善できること。利用者の生活に合わせる、一緒に過ごす時間を作り、利用者の出しているサインに気づき、利用者が寂しいと感じることを少なくしていくこと。もっと地域に出ていくこと。そして、のぞみの園が果たす役割

を意識して、良くなったことや解決できたことで終わりにせず、次のステップを考えていくこと等々、これからの支援に期待を込めてとしての言葉をいただきました。このように当法人における高齢者支援は、まだまだ至ら

Q & A

## 障害者支援施設からの問い合わせ(援助・助言)

ないところや不十分な点は多々ありますが、職員一人一人が利用者の立場を意識しての支援や寄り添いについて、

常に「気づくこと」と「考えること」を念頭に置くとともに、利用者の高齢化の進展に伴う、さまざまな課題に向け

て、法人全体として二瓶氏の約四年間にわたる軌跡を糧にさらなる取り組みを行うこととします。

最後に、これまでの多大なお力添えや多くのことを教えて下さった二瓶氏及びCLCの皆様には深く感謝を申し上げます。

げます。本当にありがとうございました。  
(生活支援部長 根岸 隆)

**Q** 知的障害者を支援するうえで、熱中症と疑われる症状の判断方法やその予防について教えてください。

**A** この時期になると、熱中症関連のニュースをよく耳にします。平成二十二年、熱中症により亡くなった人は一千七百三十一人おり、その八割は六十五歳以上の高齢者です(図1)。

のぞみの園がある群馬県は非常に暑い土地柄で、館林市においては二〇二二年の日最高気温三九・二度と全国一位を取る程です。こうした環境に併せ、利用者の平均年齢が六十歳を超えているのぞみの園では、熱中症対策が欠かせない支援のひとつとなっています。

**熱中症と疑われる症状の判断方法**

一般的な熱中症の症状は

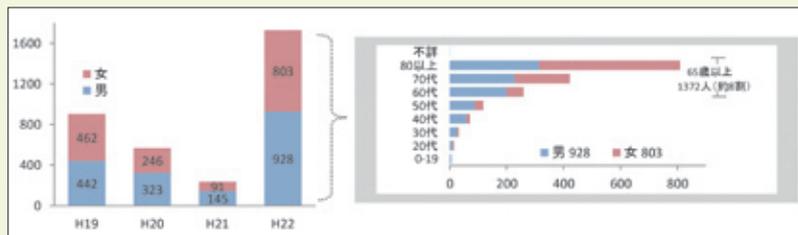


図1 平成19年から22年度までに熱中症で亡くなった人の人数と男女比(左) 平成22年度に熱中症で亡くなった人の年齢と男女比(右)  
※厚生労働省「平成22年の熱中症による死亡者数」のデータより作図

下表の通りですが、知的障害がある場合、体温調整機能がうまく働かにくい人、基礎疾患から生じる免疫力の低下により発熱・下痢・食欲不振など体調不良を起こしやすい人、暑いにもかかわらず発汗があまり見ら

れない人、口渇感が乏しい人もおり、外観からと見た目からだけでは判断しにくいのが現状です。それゆえ、日頃から熱中症になりやすい環境を整えておくこと、

表 熱中症の症状と段階

段階	症状	重症度
I度	めまい(立ちくらみ)・失神(熱失神) 筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り・熱痙攣) 大量の発汗	重症度小 ↓ 大
II度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感(体に力が入らない・熱疲労)	
III度	意識障害・痙攣 手足の運動障害(ガクガクと引きつけがある・真っ直ぐ歩けない) 高体温(熱射病)	

つまり「予防」が大切となります。

### どうすれば予防できるの？

「暑さを遠ざけること」が大切です。ここで、具体的な予防策をご紹介します。

○気温と湿度が高い時には外出は控えましょう。

○室内にも温度計や湿度計を設置して換気等に配慮しましょう。

※一階と二階、東と西、窓の有る無い、では、同じ建物内であったとしても室温や湿度が異なります。

※気温がさほど高くなくても湿度が高い(例：気温二六度・湿度九〇%)日は危険です。

○体温調整が十分にできない障害児や高齢の知的障害者等へは、こまめな体温測定を行いましょう。○身体が普段より熱くなっている時は、保冷剤や冷

たいタオル等で体を冷やしましょう。

○ナトリウムの入っているスポーツ飲料などでこまめな水分補給を心掛けましょう。

※飲むのを嫌がる人には、ゼリーにして提供するのオススメです。

○体調が優れない時は涼しい場所で安静にし、早めに医療機関を受診しましょう。

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより起こります。

万が一熱中症となった場合は、涼しい所に避難し、衣服を脱がせ体を冷やし、水分と塩分の補給に努めましょう。水分等を自力で摂取できない場合は、すぐに病院へ連れて行き、重篤な状態を防止しましょう。

# 福祉の支援を必要とする 矯正施設を退所した知的障害者への支援

## —支援の前提条件と当法人職員の派遣について—

はつめい

のぞみの園では平成二十五年三月に厚生労働大臣から示された第三期中期目標において、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項のうち、今後の新たな施設入所利用者の受け入れに関し「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること」が目標に掲げられました。

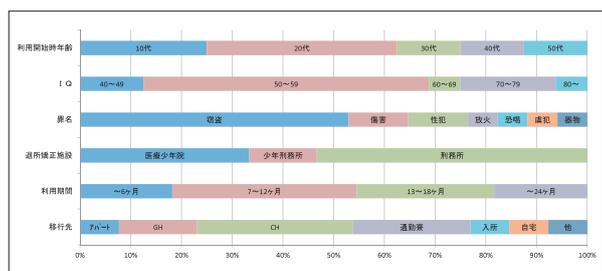
自立に向けた支援を提供する。なお、対象者の地域移行の状況を踏まえ、二年以内の地域移行を目指す。また実施に当たっては法務関係機関と連携・協力を図る。(イ)地域での自立した生活を見据えた具体的支援技術の向上を目指すとともに多様な特性の利用者への支援を通して、支援経験の蓄積を図る。(ウ)平成二十五年度は、女性の利用者を受け入れを継続するとともに、自活訓練ホームの受け入れ数の拡大を検討する」ことを目標に掲げ、当法人事業の柱の一つとして位置づけました。

### これまでに受け入れた人たちの特徴と傾向、支援の前提条件

当法人では平成二十三年一月より、矯正施設を退所した人たちへの専門的なホームとして空き寮を活用した自活訓練ホームを試行的に立ち上げ、同年四月より地域支援部に社会生活支援課を置き、同ホームの本格的な実施に取り組んできました。(自活訓練ホームの開設の経緯についてはニューズレター第三十号参照)

平成二十年度より受け入れを開始した矯正施設を退所した知的障害者への支援は今年で六年目を迎え、また、自活訓練ホームを開設してから二年が経過しました。この間、受け入れた人たちの特徴と傾向、支援の前提条件等についてご紹介をさせていただきます。

(図1) 受け入れた人たちの特徴と傾向



他、放火・恐喝・器物破損・虞犯が一人ずつになっていきます。(重複あり) IQでは四十台が二人、五十台が九人、六十台が一人、七十台が三人、八十台が一人となっています。矯正施設別では医療少年院が五人、少年刑務所が二人、刑務所が九人となっています(図1)。福祉とのつながりでは、二人だけが入所前より療育手帳を所持し、何らかの支援を受ける機会のある

た人で、残りの人は全く福祉の支援とは縁のない人たちでした。

また、ほとんどの人に共通する事項として虐待やいじめを経験しており、そのケアについては、個人差はあるものの心理的アプローチも受け入れ時より行うものとなっています。

矯正施設を退所した知的障害者を持つ人たちの支援においては、本人が福祉の支援を受けながら社会復帰を果たしていくということへの心づもりと、何より本人自身が福祉施設において居場所や所属感を得られることが必要であると感じています。また、支援は提供する側からの一方通行ではないもの、本人がその必要性を感じ、納得できるものでなければなりませんし、ともに生活をする仲間の様子や変化からも感じ取れるものではなくてはならないと思っています。

また、支援環境を考えた時、本人たちに最も近くにいる人としての支援者の姿勢というものも非常に重要であり、周りの人たちの行動をモデル化



のぞみの園内のばら  
“ヘンリーフォンダ”

## 『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて』発売中

- なぜ罪を犯した人を支援する必要があるのか
- どのような体制で支援をしていくのか
- 知的障害者の障害特性と犯罪に至る背景要因とは
- 地域移行へ向けた支援の計画作成と支援技術とは



価格1,000円  
(消費税・送料込)

当テキストは、このような疑問に答え、矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援の方法を提案し、それにより支援の質の向上を目指すことを目的として、われわれの実践を基に作成しました。

このテキストが、実際に支援に携わっている方々、またこれから矯正施設を退所した人の支援を行おうとしている方々のお力になることを願っています。

### 目次

- 第1部 事業の意義
  - I. 事業の意義
  - II. 支援体制の構築
- 第2部 犯罪との関わり
  - I. 知的障害者の特性
  - II. 犯罪に至る要因
- 第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術
  - I. 個別支援計画の立案
  - II. 具体的支援技術
- 第4部 これだけは知っておきたい制度
  - I. 刑事司法手続き
  - II. 更生保護の制度
  - III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

お問い合わせ／お申し込み 研究部研究課研究係  
TEL.027-320-1445 FAX.027-320-1391

しやすい傾向のある人達にとつては、支援者自身が支援環境そのものになり得る存在であると感じています。

もう一つ大事なことは福祉施設という枠組みが、そもそも抑圧的になりがちな構造を持つていてという事を十分認識して支援にあたる必要があると思っっています。また、環境の視点では生活を共にする他の利用者も同様に環境の一部であると思っいますし、単に福祉施設のルールを守って生活していくという事ではなく、互いの関係性の中から学びあえる機能を持つ必要があると感じています。

次に支援者として求められ

る事は、何よりも本人が変化をしていくということを感じることであると思っっています。これまでに人間関係でもほとんど良い思いをしたことのない人たちですから、関係性の構築には時間を要しますが、本人が変化をしていくということ、そこに確信をもつて接するようにしています。

支援の基本は本人の権利擁護とエンパワメントであると思っいますが、その過程で自尊心の高まりや自己効力感も培われていくものと思っいます。

福祉施設という枠組みの中では、利用者側からは自立に向けた方向性、支援者側からは支援の方向性ということに

なると思っますが、それらの方向性の一致がなければならぬと思っっています。福祉施設を社会復帰への動機づけをする機関と考えた時、互いが互いを認め合い、自立に向けた方向性の一致をしていく場が福祉施設の役割であると考えます。そこでは、本人の先の見通し感とともに、進むべき先に期待を持てることが必要です。また、そのことが分かりやすいように示めされなければならぬと思っいます。

単にほかに行く場所が無いから、受け入れてくれる所が無いからという理由ではなく、本人がそこにとどまっっている必要性、魅力を感じてもらわ

## 当法人職員の派遣を行います

なければ福祉施設での支援は成立しにくいものとなるのではと思っっています。もちろん、様々な支援プログラム、技法などというものがあり、それぞれ非常に重要なものであると認識はしておりますが、それ以前の問題として、これらの人の支援に当たっては、その場所にとどまり、福祉の支援を受ける必要性と、そこにとどまる魅力というものが必要であると思っいます。

矯正施設から退所した知的障害者を施設で受け入れる場合、地域生活移行個別支援特別加算として体制加算及び個別加算の申請が出来ますが、その受け入れ施設の職員に対しては刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者等の支援に関する研修を年一回以上行うことが加算要件の一つとされています。当法人では、これまでの経験を活かし、対象者の理解や実際の支援の中で必要とされる事項について、すでに受け入れを行っっている施設、またこれから受け入れを検討したいと考えている施設の職員に向け、要請に

応じて職員を講師として派遣いたします。

また、個別の事例についてもこれまで当法人あてに多くの相談が寄せられ、助言させて頂いておりますが、電話等による相談・助言については引き続き行っっていくとともに、さらに具体的な資料を頂ければ事前に検討を行っながら、必要に応じて職員を派遣し、ケース会議や事例検討会に出席をさせて頂きながら、支援の方向性について共に考える機会を作りたいと考えます。これまでの相談からも、支援者自身が疲弊し、燃え尽きてしまうのではないかと心配される事例もありました。本人への支援はもとより、支援者への支援も大変重要な課題です。私たちも共に学ぶ機会と捉え、多くの皆さんと共にこの人たちへの課題に取り組んでいきたいと思っいます。

矯正施設を退所した知的障害者への支援についての相談は社会生活支援課までお願いいたします。

【〇二七—三二〇—一七三二  
(のぞみの園地域支援部社会生活支援課)】

(地域支援部社会生活支援課長 小林 隆裕)

# 平成25年度 調査・研究のテーマについて

四月から、「障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳」が基本理念として定められた障害者総合支援法がスタートしました。今後、新たに創設される障害者支援区分の施行やグループホーム・ケアホームの一元化、重度訪問介護の対象拡大など、法の理念に沿った制度の改正が実施される予定です。障害者支援施設や障害福祉サービスの現場では、この総合支援法の理念と新しい仕組みを理解することが求められます。同時に、障害のある人一人ひとりのニーズに対応した、支援技法の開発も益々重要になってきます。のぞみの園では、第三期中期目標として、新しい時代の障害福祉施策の推進に資するものであって、なおかつその成果が知的障害者関係施設等で活用できる実効性のあるものを目指し、調査・研究を行っていきます。

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援等を中心に、八つのテーマを設定し、調査・研究を行っていきます。

## ①知的障害者・発達障害者の高齢化に関する研究

昨年の調査では、六十五歳以上の知的障害者は既に五万人を超えており、高齢化が急速に進んでいることがわかりました。特に、一般の高齢者のように、子ども世代が介護等の担い手になることが難しい知的障害者の場合、入所施設等への入居の割合がかなり高くなっている実態が明らかになりました。また、六十五歳以前から、身体機能や認知機能の低下が目立つ人が一定の数存在しており、高齢知的障害者固有の課題がいくつも存在しています。

三年計画で実施している「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マ

ニユアル作成」(厚生労働科学研究所)は、今年が二年目です。数千人単位で知的障害者が入居していると推測される特別養護老人ホームにおける実態の把握、障害者支援施設における高齢知的障害者の入退所の状況、自治体単位で運用が若干異なる介護保険と障害福祉サービス等の利用状況の事例調査を通して、高齢知的障害者の全体像をさらに明らかにしていく予定です。また、分担研究者である福祉(谷口泰司氏・関西福祉大学社会学部准教授)、心理(橋本創一氏・東京学芸大学教育実践研究支援センター教授)、医療(市川宏伸氏・JDDネット理事長)の専門家の調査・研究結果を踏まえ、来年度作成予定の包括的な支援マニュアル作成の準備を行います。

## ②強度行動障害のある人の支援に関する研究

自傷や他害、異食等の著しい不適応行動を頻繁に示す人に対して、強度行動障害ということばを使い始めてから、既に二十年以上が経過してい

ます。その間、全国の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、あるいは医療、特別支援教育の関係者の地道な実践と研究により、環境調整やコミュニケーション方法といった有効な支援技法が次第に明らかになってきました。また、強度行動障害のある人が地域で快適に生活し続けるための支援体制についても、のぞみの園では継続的に調査を行って来しました。

今年から、全国の都道府県において「強度行動障害支援初任者研修」が開催され、その研修指導者を養成する国研修をのぞみの園が実施する予定です。この研修プログラム開発ないし研修テキスト作成が、本研究のひとつの目的です。「行動障害を有する者を支援する従業者を対象とした研修及び研究」参照。さらに、支援の在り方とその効果を評価する、いわゆる支援尺度の開発と検証についても、具体的な事例を通して行っていく予定です。

## ③矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援に関する研究

矯正施設を退所した知的障

害者の地域生活支援に向けての研究は、今年で六年目になります。昨年は、のぞみの園の実践から、支援開始に先立ち、矯正施設に出向き、制限のある環境の中で対象者とのような面接を行ってきたかをまとめました。今年、のぞみの園で支援し、既に退所した十六人の過去の支援記録から、経済的基盤への支援(年金、生活保護)に着目して、支援内容及び支援上の課題を明らかにする予定です。

また、昨年、全国の相談支援事業所と地域生活定着支援センターに、インタビューを実施し、七十七事例の地域生活支援の状況を聴き取り、整理を行いました。今年、この七十七事例の一年後の追跡調査を行う予定です。その結果を元に、地域生活の定着・継続に関する支援体制の在り方について考察し、その課題を明らかにしたいと考えています。

## ④障害者虐待防止と擁護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究

昨年十月に障害者虐待防止



のぞみの園内のばら  
“アンネの思い出”

法が施行されました。国が作成したマニュアル、研修等に沿って、市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターを中心に、全国規模で虐待通報・届出の受理と相談、指導及び助言が行われています。そして、この法律は、三年後に改正が予定されており、全国の実態と現行制度の課題を早急に調査する必要があります。

施行初年度における全国の市町村・都道府県における虐待通報・届出・相談・指導等の実態ならびに担当者の問題意識についてのアンケート調査を行うとともに、これまでの障害者虐待事例や児童・高齢者の虐待防止の取り組み等を参考に、分担研究者ならびに研究協力者と問題点を整理する予定です。

### ⑤ 思春期以降の知的・発達障害者の福祉サービスの在り方に関する研究

のぞみの園では、厚生労働科学研究費の補助金を活用し、地方自治体における虐待防止支援体制（大塚晃氏・上智大学総合人間科学部教授）、施設従事者等の虐待防止と対応（のぞみの園分担）、養護者・家族の予防的支援（井上雅彦氏・鳥取大学大学院教授）、職場における虐待と対応（小川浩氏・大妻女子大学人間関係学部教授）、そして虐待防止法の法的課題について（佐藤彰一氏・國學院大学法科大学院教授）、各分野の専門家を分担研究者とし、平成二十七年までの三年間、

ここ数年の調査・研究では、児童期における障害福祉サービスの利用実態について考察してきました。放課後等デイサービス、ショートステイ、行動援護、移動支援、日中一時支援等は、児童期の地域生活を支える重要なサービスになっています。また、新しい行動障害のある人の家族インタビュウでは、通学困難時における、学校の代替機能として福祉サービスを活用している事例も複数ありました。

全国の実態と運用上の問題点を調査し、現行制度の課題を明らかにしていく予定です。初年度である今年も、同法

そこで、今年も特別支援学校への通学が困難になった事例を中心に、福祉サービスの利用の在り方について探索的な調査を行っていきます。卒業

業以前の段階から、特別支援教育と障害福祉サービスの連携は重要になってきています。いくつかの事例から、連携のポイントが見つけれればと考えています。

### ⑥ 発達障害児の療育とその家族のニーズに関する研究

四月からスタートした「れいんぼ」には、多くの発達障害のある子どもとその家族が通っています（児童発達支援事業・放課後等デイサービスを実施）。就学前、あるいは就学後に療育サービスを希望する子どもたちは、時代とともに大きく変化していると言われています。れいんぼの実践から、発達障害児の療育とその家族のニーズについて、これから継続的に研究していきます。

### ⑦ のぞみの園における自立支援の実践研究

入所者の平均年齢が六十一歳を超えたのぞみの園では、医療と介護の役割が益々重要になってきます。過去二年間、のぞみの園利用者の過去の診療記録と支援記録を整理し、支援の在り方の参考にして来ました。今年も、「転倒のリスクとその予防の在り方についての実践研究」と「七十五歳以上の高齢知的障害者の心身の状況調査」を実施する予定です。

### ⑧ 短期入所（ショートステイ）の実態調査

昨年、のぞみの園では、障害者のショートステイに関する初めての大規模調査を実施しました（「短期入所事業所実態調査の結果」参照）。今年度も、全国で先駆的な取り

組みを行っているショートステイ事業所に訪問調査を行い、地域生活を支える事業としての運営方針やその方法、さらには地域のネットワーク体制等について考察します。

調査・研究の結果については、ニュースレターで随時報告していきます。また、平成二十四年度研究結果については、紀要第六号にまとめました。のぞみの園ホームページにその全文が掲載されています。

障害福祉の現場に貢献できる調査・研究を行っていくことは、のぞみの園にとって大切な使命です。それには、多くの障害福祉関係機関のご意見やご指摘が必要です。今後とも、ご協力よろしくお願致します。

（研究部長 志賀 利二）

## 調査研究 短期入所（ショートステイ）実態調査の結果

障害児者の介護者が病気等になった時や一時的な休息をとるなどの際、短期入所（以下、ショートステイ）が活用

障害児者が地域で安心した生活をする上で重要なサービスの一つです。

昨年度、のぞみの園では、障害者総合福祉推進事業によ

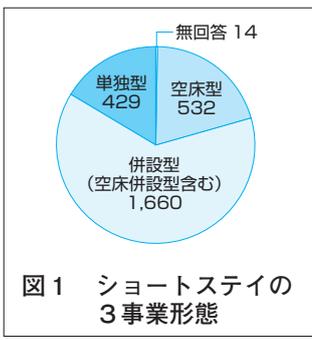
り、全国のショートステイ事業所を対象とした実態調査を実施しました。これまで障害のショートステイに関する全国規模の調査はほとんどな

く、この調査により利用実態が明らかになったといえるでしょう。調査の概要と中間集計値については本紙第三十五号（二〇一三年一月号）で紹介しましたので、この号では最終的な集計と分析の結果について報告いたします。

全国四千九百五十五ヶ所の短期入所事業所に調査票を配布し、回収数は二千六百五十八件（回収率六三・四割）でした。分析にあたっては事業所廃止等の二十三件を除いた有効回答二千六百三十五件を用いました。

### 定員規模が小さく、大多数は入所施設等と一体的に運営される

ショートステイ事業所は、「社会福祉法人」の設置・運営が二十七ヶ所（七八・六割）と大多数を占めます。ショートステイ事業所を事



業形態別に示したものが図1です。併設型が最も多く一千六百六十ヶ所（六三・〇割）、空床型が五百三十二ヶ所（二〇・二割）で、八割を超えるショートステイ事業所が入所施設等と一体的に運営されています。単独型は四百二十九ヶ所（一六・三割）でした。

次に、定員数を見ると（表1）、小規模から大規模なものまで多様ですが、平均値は併設型五・一人・単独型四・一人、中央値は併設型四人・単独型三人です。また、最も事業所数の多い定員数（最頻値）は、併設型四人・単独型二人でした。高齢者のショートステイでは定員二十人前後の事業所も珍しくありませんが、ショートステイ事業所の大多数は、非常に小規模な定員数で運営されていることがわかります。

### 都市部ではショートステイ事業所の整備が課題

都市部と地方とではショートステイの整備及び利用状況に差があります。例えば首都圏A県では中国地方B県と比べて対人口比で事業所数・実利用者数ともに少なく、特に

表1 併設型と単独型の定員数の比較

	平均値	中央値	最頻値	最大値
全数 (併設+単独)	4.9	4	4	37
併設型 (空床併設型含む)	5.1	4	4	37
単独型	4.1	3	2	33

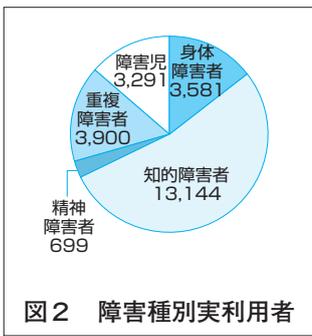
表2 人口10万人あたりの事業所数・1ヶ月の実利用者数の地域比較

	首都圏A県	中国地方B県
人口10万人あたりの事業所数	1.5	4.8
人口10万人あたりの1ヶ月の実利用者数	10.4	23.2

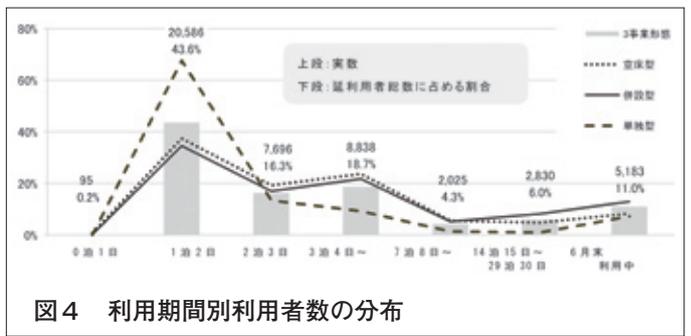
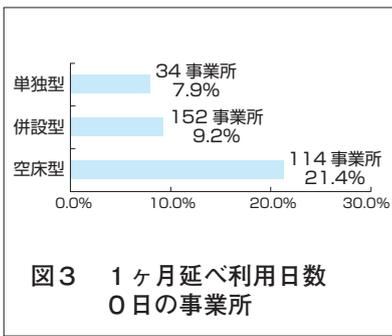
### 年間を通じてほぼ毎日サービス提供、稼働率は約半分だがばらつき大きい

サービス提供状況を見ると、週七日サービス提供を行っている事業所が二千二百九十八ヶ所（九〇・三

割）と大多数を占めます。週四日以下の事業所は極端に少なく四十六ヶ所（一・八割）ですが、そのような事業所は週末を中心にサービス提供を行っています。



また、一ヶ月間の延べ利用日数・実利用者数については前回お伝えしていますのでここでは触れませんが、図3に一ヶ月間全く利用が見られなかった事業所を示します。空床型では、利用実績がない事業所が約五分の一を占めています。



では、一回のショートステイ利用では連続してどのくらいの日数を利用するのでしょうか。調査の結果では、図4に示したように、一泊二日の利用が最も多く四三・六割を占め、次いで三泊四日～六泊七日（一八・七割）、二泊三日（二六・三割）の順でした。事業形態別にみると、一泊二日の利用は単独型で約七割を占めるのに対し、空床型・併設型では約三割です。また、泊数の多い利用は空床型・併設型で多くなっています。次に、稼働率から、一日あ

表3 事業形態別稼働率 (2012年6月)

月間稼働率	度数	平均値	最小値	最大値
併設型+単独型	1,931	45.4	0.0	405.0
併設型	1,516	43.6	0.0	311.7
単独型	415	52.1	0.0	405.0

図5 稼働率別の事業所の分布

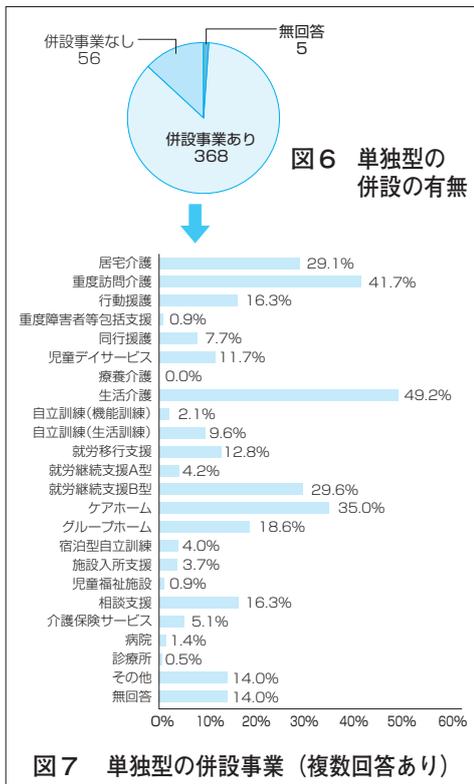
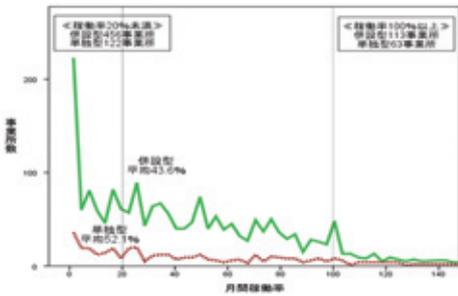


図7 単独型の併設事業 (複数回答あり)

図8 単独型の職員配置数

図8 単独型の職員配置数

サビ管非常勤専従	0(0.0)
サビ管非常勤兼務	11(0.0)
生活支援員非常勤専従	363(0.9)
生活支援員非常勤兼務	1338(3.3)
生活支援員非常勤専従	276(0.7)
生活支援員非常勤兼務	621(1.5)
その他の従業者非常勤専従	138(0.3)
その他の従業者非常勤兼務	416(1.0)
その他の従業者非常勤専従	148(0.4)
その他の従業者非常勤兼務	358(0.9)

図9 稼働率の考え方

提供日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	合計
1泊2日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	18
利用人数	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	18
稼働率											180%

【注：稼働率】  
稼働率 = 1ヶ月の延べ利用日数 ÷ (1ヶ月のサービス提供日数 × 定員) × 100  
例えば、定員1人で1ヶ月に10日間サービス提供を行っている事業所で、1泊2日で9人の利用があった場合、延べ利用日数18日で、稼働率が180%となります(表4)。100%が上限となるように調整していない点に注意ください。また、稼働率は併設型と単独型に限り算出され、定員数の設定のない空床型事業所では稼働率を算出していません。

単独型では一泊二日での利用が多く、稼働率が高いなど、空床型・併設型とは利用状況

単独型事業所の概要

たりの利用状況を見ていきます。表3は一ヶ月間の稼働率の状況です。稼働率の平均値は四五・四割で、定員の約半分程度の利用があるといえます。事業形態別に見ると、単独型は併設型よりも稼働率が高くなっていました。この稼働率は、事業所単位でかなりの開きがあります(図5)。稼働率一〇割以上(非常に高い)は併設型百十三事業所、単独型六十三事業所ですが、稼働率二〇割未満(非常に低い)も併設型四百五十六事業所、単独型百二十二事業所が確認されました。

また、単独型での一事業所あたり配置職員数は、専従職員合計二・三人、兼務職員合計六・七人で、兼務職員が

が異なることが見えてきました。では、単独型に絞って事業所の特徴を見ていきたいと思えます。

単独型四百二十九事業所のうち、三百六十八ヶ所(八五・八割)と併設事業があるところがほとんどです(図6)。ここでの併設事業とは概ね三十分以内に移動できる距離にある施設・事業所としました。併設事業ありと回答した三百六十八事業所の併設事業の種類を図7に示します(複数回答あり)。多い順に、生活介護、重度訪問介護、ケアホーム、就労継続支援B型、居宅介護となっています。

多いという結果です(図8)。併設事業の職員が単独型の職員を兼務していることが窺われます。

利用体制の構築に向けて

これまで全国のショートステイ事業所の利用実態を見ました。それでは、ショートステイ事業の利用体制の構築に向けて、今後どのようなことが求められるでしょうか。

まず、稼働率を向上させることが重要です。調査の結果、ほとんどの事業所が年間を通じてほぼ毎日を利用サービス提供日としているにもかかわらず、稼働率は定員のほぼ半数程度です。そして、稼働率は事業所により大きなばらつきがあり、ほぼ満床の事業所

から利用実績が全くない事業所までまちまちです。ショートステイの利用体制の構築を図るためには、既存の事業所の稼働率を高めることが重要な選択肢の一つになります。

次に、特に都市部では対人口比でショートステイ事業所が少ないことから、稼働率を高めることに加え、事業所の整備がさらに求められます。型の際、単独型の設置が鍵となると思われます。既存のショートステイ事業所の多くは入所施設等と

# 第二期中期計画期間 の地域移行実績報告

—106人の利用者が故郷や地域に戻りました—

## □概要

入所利用者の地域生活への移行の取り組みを始めた平成十五年から十年が過ぎました。

当法人が独立行政法人としてスタートした第一期中期計画期間（平成十五年から平成二十年）初年度には「現在の入所利用者の三割から四割の地域移行の推進」を掲げ、本

事業を利用者の自立支援の取り組みの主軸に据え、目標達成に向けて動き始めました。

取り組み開始時の利用者の平均入所期間は三十年を超えており、地域移行をすすめるにあたり、利用者の入所期間の長期化・高齢化等、厳しい条件下にありました。しかしそれでも本人や家族の意向を尊重し、移行後の生活の質が向上するよう丁寧なきめ細かに進めた結果、第一期中期計画期間の五年間に、四十四人の利用者の地域移行を実現させることが出来ました。

第二期中期計画期間（平成二十一年から平成二十五年）では、第一期の五年間の軌跡を踏まえ、「重度知的障害者モデル的な支援、利用者の地域への移行の積極的推進、利用者数は独立行政法人移行時（平成十五年十月）と比較して三割（百五十人）縮減」を目標に掲げ、取り組みをさらに強化・発展させました。

結果として、第二期中期計画期間の五年間に百六人の利用者が地域移行し、第一期、第二期の十年間で合計百五十人の利用者が出身地に戻ることが出来ました。独立行政法人移行当時から目標にしてき

## Column 「ふれあい香りガーデン」10月オープン

前号（36号）のニュースレターでも取り上げましたが、環境省が主催する第7回「みどり香るまちづくり」企画コンテストにおいて、当法人が「香りとつながる共生社会」という企画で応募し、環境大臣賞を受賞しました。

本年1月15日の表彰式から早いもので半年が過ぎようとしています。4月8日・9日の2日間にわたり、共催団体の（公社）日本アロマ環境協会より副賞の樹木や草花が提供され、翌日には、当法人の職員も参加して植栽をしました。現在、植栽した樹木や草花も根付き順調に育っています。

また、この庭園ですが、企画のコンセプトにもありますように、施設利用者やその家族、地域の人たちなどのふれあいの場として活用してもらうため、名称を『ふれあい香りガーデン』と名付けました。

しかし、まだ一般公開はしておりませんので、外から見ることはできません。本年9月20日（金）に「ふれあい香りガーデン」のオープンセレモニーを予定しており、

現在、受賞に相応しい良好な景観の「ふれあい香りガーデン」を皆さまにお披露目できるよう準備を進めているところであります。皆さまには、オープン後に樹木や花々の香りを楽しんでいただければと思います。誠に申し訳ありませんが、オープンまで今しばらくお待ち下さい。



（4月11日撮影）



（6月10日撮影）



「三割の利用者の地域移行」についても達成することが出来ました。

## □地域移行の五つの原則と職員の意識改革

利用者の地域移行については、「地域移行の基本方針（平成十五年策定）」に基づいて進めてきました。これは現在も地域移行の取り組みの骨子として掲げています。それは、（1）障害の程度に関係なく、

入所利用者全員を対象とする（2）本人の意向を尊重し、家族の意向を丁寧な聞いて納得を得ること、（3）経済的負担も含めて家族に負担を強いらないこと、また自宅に帰すことではないこと、

（4）出身自治体等との協議調整し、移行先の整備にできる限り努め、きちんと支援できる体制を整えた上で移行すること、（5）移行後の生活状況をフォローし、移行先で

の生活の継続が困難となった場合には、当該施設への再入所も対応のひとつに含めること、の五つの原則です。

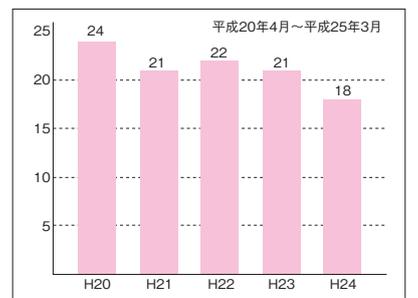
第二期においても、一人ひとりの利用者の将来を真剣に考え、ご本人やご家族の皆様ときちんと向き合い、出身自治体や事業所と連携し、課題に対して丁寧に取り組んで来たことはもちろんですが、事業をすすめる上で最も重要なこと、それは「職員の意識」

です。入所施設で長く勤めている職員は施設の便利さに慣れ、利用者の生活が施設内で完結していることに疑問を抱かなくなりやす。本来の意味で利用者の立場に立って、利用者の目線で物事を見て、初めて、入所施設は選択肢の一つであることに気づきます。そのためにも何度か職員研修会を行い、他の事業所を見学し、知的障害のある方々が地域でどのような暮らしをしているのかを目の当たりに学ぶことによって、職員一人ひとりが自立支援のための地域移行についての考え方を自分のものにしてきました。

利用者が生まれ育った故郷に帰り、町の中で暮らすこと、普通の暮らしをすることを実現させるには、まさに役職員が一丸となって取り組まなければ、けっして出来ることではありませんでした。

**第二期中期計画期間の地域移行実績と取り組み内容**

平成二十一年から平成二十五年の五年間で、百六人の利用者が故郷に帰りました。平成二十年度二十四人、平成二十一年度二十一人、平成二十二年度二十二二人、平成



(図-1) 地域移行者数

二十三年度二十一人、第二期中期計画期間最終年度である平成二十四年度は十八人でした。(図-1)

内訳としては、直接グループホーム等に移行した利用者が四十六人、グループホームへの移行を前提として同法人の入所施設に移行した利用者及び介護度が高く、今後の地域移行に向けて協力的な入所施設に移行した利用者が四十九人、宿泊型自立訓練事業所や在宅が十一人となっています。(図-2)

**(図-2) 地域移行先**

平成20年4月～平成25年3月

移行先	人数
グループホーム・ケアホーム	46名
施設	49名
宿泊型自立訓練事業所(旧通勤寮)	3名
在宅	8名
地域移行者合計数	106名
地域移行先都道府県数	1都1道23県

長期間にわたる施設生活を送る利用者が対象の法人人の地域移行は、利用者本人に地域生活のイメージを具体的に持つてもらうことが重要です。このため、町の中にある「地域生活体験ホーム」を活用して地域での生活を通して、ご本人やご家族に理解を

深めて頂きました。また、移行希望の利用者には、移行予定先事業所の見学や宿泊体験を行い、移行先を本人に理解してもらうとともに、移行後の生活が具体的にイメージできるように支援しました。

これについては、前期より継続して実施してきた取り組みですが、対象となる利用者の高齢化・重度化が進み、移行先での環境の変化に対応しにくい利用者もいました。

**家族の気持ち**

移行した利用者は五年間で四十六人になりました。この取り組みがご家族に安心感を与え、気持ちをおかし、地域移行に結びついた例もありました。

地域移行にあたっては、ご本人の同意の他、ご家族の皆様の同意のもとに進めていきます。保護者の皆様のご理解を図る取り組みとしては、保護者懇談会や面会時等に地元事業所の紹介や具体的な情報提供は定期的に行っています。

その際には、地域移行した方の様子を「のぞみの園地域移行通信」でご覧になっていただき、さらに既に地域移行した方の生活の様子を撮影したDVDを視聴していただき、地域移行について具体的なイメージを持ってもらうことなどで、理解を深めていただくようにしました。

また第二期では、来園等機会が少ない保護者の方を対象に地域移行への同意の取り組みを行いました。ご家族の中には、高齢化や遠距離等、様々な理由により来園できない保護者の方がいらっしゃいます。その方々に対して、寮

年度	人数
平成20年度	29人
平成21年度	32人
平成22年度	33人
平成23年度	25人
平成24年度	25人

(図-3) 新規同意者の確保数

**協力機関との連携**

利用者の移行先については、ご本人にとって望ましいと思われる移行先を確保するために、援護自治体等と連携することが必須です。

厚生労働省が行う障害保健福祉主管課長会議での協力依頼や個別の協議の他、当該都道府県・市区町村に直接訪問し、協力要請や情報交換を行いました。各地方の福祉協会やその地域で頑張っている事業所や、過去に受け入れて頂いた事業所に対しては、積極的に協力をお願いしました。



のぞみの園内のばら「ブルーマジェンタ」

□地域移行後の定着支援

地域移行した利用者に対しては、定期的に電話や訪問等を行い、移行先の事務所と情報を交換し、フォローアップをしています。また、移行後一年目の面会調査を必須として行い、生活状況や体調の変化があった方には、必要に応じて訪問し、本人状況の確認や調整を行いました。

(図-4) 地域移行した利用者の状況

平成20年4月～平成25年3月

	平均	最低	最高
年齢	57.16歳	20歳	77歳
在籍年数	31年5.3か月	0年5か月	41年4か月
移行調整期間	11.3か月	1か月	49か月
移行調整回数	35回	4回	98回
事業所・家庭訪問	5.26回	0回	31回
行政訪問回数	1.25回	0回	16回
事業所宿泊体験回数	0.83回	0回	13回
(延べ日数)	4.70日	0日	38日
フォローアップ回数	30.32回	0回	146回

行先事業所からも「今後も、継続していただきたい。」との声があり、フォローアップは継続していくこととしています。(図-4)

□今後の地域移行

以上が、第二期の地域移行の取り組み内容ですが、第一期に経験したことを基に地域移行までのプロセスを体系化したことや利用者の出身地域での受け皿の整備がすすんでいること等も

背景にあげられます。

第二期を振り返って見た時に、まず利用者の状況について、機能低下や医療的配慮が必要となり移行が難しいと思われる方が増えたこと、高齢を理由に家族が頑なに拒否され、同意を得ることがさらに難しくなっていることがあげられます。

次に、制度的な側面があげられます。それは介護保険との関係で六十五歳を過ぎて新たに障害福祉施設や事業所へ移行することが難しく、介護保険サービスへの移行を考えた時、当法人は適用除外施設のため、介護保険サービスに移るための手続きが困難な状況にあることです。

□最後に

当法人の地域移行の取り組みは、全国から入所されてい

る重度の知的障害を持つ方々を地域生活(ふるさとや町の中)に移行するプロジェクトです。利用者、家族、行政が同じ目線で同じ立場でゴール地点(地域移行)を見据えた支援方法を考え、一人でも希望者がいる限り、小さな可能性がある限り、地域移行を

きらめず、「利用者本人の幸せにつながる、あたりまえの暮らしをする地域移行」の実現に向けて、今後も丁寧な取り組みを続けていきたいと思っております。

(地域支援部地域支援課 課長補佐 湯浅 智代)

養成・研修

平成25年度 研修会・セミナー等の開催(予定)について

当法人は、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、全国的障害関係施設の職員を対象に、国の政策課題となっている

テーマや全国的知的障害関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、研修会やセミナー等を開催しています。

今年度は、これまで開催してきた「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して、福祉施設等における職員の専

門性を高める研修会」や「行動障害のある知的障害児の福祉サービス利用と学校教育の連携に関する研修会」、「障害者支援従事者に必要な医学知

識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナー」などを引き続き開催するほか、新たに三本の研修会やセミナー等を実施する予定です。一本目は、強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修会です。この研修会について

重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針を作成しました!

地域移行を推進するための職員ハンドブック

価格 1,000円 (送料、消費税込み)  
●A4判 ●108頁



のぞみの園内のばら“つるサマースノー”

は、本誌の一・二、八ページで取り上げていますので、こちらをご覧ください。

二本目は、十周年記念セミナーです。これは、当法人が独立行政法人となり今年で十年目を迎えることを記念して開催するものです。最近、障害者支援施設でも課題となっている高齢化や認知症をテーマに、高齢の知的障害者支援の専門家を招聘し、支援における留意点や課題等について講演していただくほか、当法人での実践事例をご紹介しますことを予定しています。

三本目は、支援者養成現任コース研修です。これは、当法人が特殊法人時代から四十年以上にわたり積み上げてきた知的障害者支援に関する技術や資料等を全国の知的障害関係施設の職員の皆さまに広く活用していただくことを目的としています。具体的に



は、「①高齢知的障害者支援コー

ス」「②矯正施設等を退所した知的障害者

行動障害者支援コース」の實務研修コースを創設いたしました。各コースについては、十一月、十二月、二月に実施の予定としております（詳細は、別表をご覧ください。）。

平成二十五年年度実施予定の研修会やセミナー等の開催要項は、今後ホームページ等によりご案内させていただきますので、皆さまのご参加をお待ちしております。

（事業企画部長 櫻井 久雄）



○研修会やセミナーの開催情報については、詳細が確定次第、当法人のホームページ（URL <http://www.nozomi.go.jp>）にプログラム及び申込書を掲載いたします。

○研修会やセミナーに関するお問い合わせ先

【事業企画部研修・養成課】

TEL：027-320-1367

FAX：027-320-1368

E-mail：okada@nozomi.go.jp

#### 別表：平成 25 年度研修会やセミナー等の開催のご案内

セミナー等名	開催年月日	開催場所・募集人数	概要
医療福祉セミナー 2013 ～自殺の実態とその予防について～	H25.07.05(金)	群馬県 高崎市総合保健センター 募集：150人 募集中	日本における自殺の動向、現状の対策や問題点、今後の課題等
福祉セミナー 2013 ～発達障害と早期療育～	H25.09.13(金)	群馬県 高崎市総合保健センター 募集：200人	発達障害のある幼児・児童が抱えている問題や悩みを理解し、支援のあり方について考える
強度行動障害支援技術者養成研修（国研修）	H25.10.08(火) ～10.10(金)	東京都 品川フロントビル 募集：91～141人 (各都道府県から2～3人)	強度行動障害を有する者等への適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした、指導者の養成
10周年記念セミナー ～知的障害者の高齢化と認知症～	H25.11.19(火)	群馬県 高崎シティーギャラリー 募集：300人	高齢知的障害者支援の専門家を招聘し、支援における留意点や課題等についてお話を頂くとともに、のぞみの園での実践等について紹介
福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会	H25.11.27(水)～ 11.29(金)	群馬県 群馬県社会福祉総合センター 募集：50人	実際に地域生活支援を行う支援員等を対象として、支援のための知識や技術の理解及び現状の把握と課題等
福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会	H25.12.11(水)～ H12.13(金)	大阪府 新大阪丸ビル新館 募集：50人	実際に地域生活支援を行う支援員等を対象として、支援のための知識や技術の理解及び現状の把握と課題等
18歳までの福祉サービス	H26.01	群馬県 高崎市にて開催予定 募集：50人	行動障害のある児童等の福祉サービス利用と学校教育の連携による、就学前から成人までの切れ目のない支援
福祉セミナー 2014 福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part6「相談支援の役割」～地域の実践から今後を考える～	H26.02.20(木)～ 02.21(金)	群馬県 高崎シティーギャラリー 募集：300人	罪を犯した知的障害者への福祉的支援の必要性及び福祉と司法の連携のあり方等
支援者養成現任コース研修 ・高齢知的障害者支援コース ・矯正施設等を退所した知的障害者支援コース ・行動障害者支援コース	H25.11 H25.12 H26.02	群馬県 国立のぞみの園 5日間程度 募集：各コース2～3人	福祉サービス事業所の若手支援員等を対象とし、当法人のフィールドを活用した現任者研修

注：セミナー等名、内容、開催月日については変更する場合があります。

## 50歳からの支援 認知症になった知的障害者

知的に障害があっても身の回りのことは自分でできていました。しかし、50歳を過ぎた頃からとある変化が・・・。「そっちは自分のお部屋ではありませんよ、トイレではありませんよ」と言われるほど、住み慣れた家で迷う日々。時にはセーターの袖に足を入れてしまうことも。これは単なる老化でしょうか？いいえそれは**認知症**です。本書は、認知症になった知的障害者の変化や認知症になった知的障害者と関わる中で得た支援員の「気づき」について、8人の事例と共に紹介しています。

価格 700円  
(消費税・送料込)

B5版 43頁  
カラー両面印刷

作成：国立のぞみの園認知症  
ケアプロジェクトチーム

**Index** 日本は世界2位の長寿国  
日本の知的障害者の寿命も延びている？  
知的障害者が年をとると？  
知的障害者が認知症？  
知的障害のあるなしによって認知症に罹患した場合の違いはあるの？  
大切なのは、支援や記録を振り返ること  
事例に出てくる8人の戸惑い  
知的障害者が認知症に罹患するまでと罹患後の変化  
支援のポイント  
変化に気づくために大切なこと

30代に「うつ」に  
なったのかな  
なんでも感じないの。



お問い合わせ/お申し込み 研究部研究課研究係  
TEL027-320-1445 FAX027-320-1391

## 「紀要第6号」の発行について

昨年度当法人が実施した調査研究をまとめた『紀要』第6号を発刊します。知的障害児者を対象とした福祉、医療、心理等様々な領域による調査研究をまとめた一冊です。

### 【目次】

#### 調査・研究報告

- 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアルの作成
  - 65歳以上の知的障害者の状態像とサービス利用状況 一市区町村全体調査の結果より一
  - 障害者支援施設における65歳以上の知的障害者の実態に関する研究 一身体・認知機能の実態と支援上のニーズに関する調査から一
- 「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究
  - 矯正施設を退所した障害者の地域生活支援 一相談支援事業所に対する実態調査及び事例調査から一
- 地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査について
  - ショートステイの利用実態に関する研究 一ショートステイ事業所全体調査から一
  - 地域におけるショートステイの利用体制構築に関する調査・研究 一単独型

- 事業所への訪問調査・業務分析調査の結果から一
- 重度の知的障害児者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについてⅢ
- 精神科病院に入院している知的障害者の実態と医療と福祉の連携に関する研究Ⅱ
- 施設入所利用する前に行う面接について 一矯正施設を退所した知的障害者を受け入れるにあたって一
- 高齢知的障害者の日中活動の充実に向けて 一これまでの活動歴を振り返る一
- 発達障害児の家族における不安特性の検討 一家族心理教育の効果一
- 重度知的障害者における車いすの導入と座位保持の有効性について 一テイルリクライニング車いすの導入とその意義一
- 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究 一のぞみの園利用者の骨折事故と診療記録から一

#### 資料

- 行動援護サービス提供責任者研修の企画・開催・評価



価格 700円  
(消費税・送料込)

## 編集事務局から お願い



市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただくと幸いです。

また、平成24年4月より「ニュースレター」のメール配信を行っております。ご希望の方は、[info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)まで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知下さい。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願致します。

「ニュースレター」のバックナンバーは、ホームページ<http://www.nozomi.go.jp>でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

## あきらめない支援

行動問題をかかえる利用者に対する  
入所施設における実践事例集

- 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- 興味のあるゴミを見つけると車が通っていても捨けに行こうとしてしまう
- 調味料や洗剤を飲み干してしまう

このような行動が頻発に見られる利用者、快適な生活を保障するためには・・・。

#### 目次

- 実践事例集に登場する6人のエピソード  
実践のポイント1：4つの基本戦略  
事例01：ちょっとしたことがきっかけでパニックになるAさん  
実践のポイント2：余暇と自立課題  
事例02：毛物とお風呂が大好きなBさん  
実践のポイント3：意味ある活動とスケジュール  
事例03：ちょっとした時間にいる人なものを口にするCさん  
実践のポイント4：継続的なアセスメント  
事例04：楽しいおしゃべりが止められないDさん  
実践のポイント5：職員とのチームプレイとその背景  
事例05：水分補給に強いこだわりをもつEさん  
事例06：扉を強く叩いて職員に意思表示しようとするFさん

数年にわたる取り組みの中で驚き・喜び・成果が生まれないうる焦りなど、多くの物語をたくさん詰めた1冊となっております。快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいることを、私たちは信じています。



価格1,000円(送料・消費税込み)

## お問い合わせ・お申し込み

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2  
研究部 研究課 研究係 TEL.027-320-1445 Fax.027-320-1391

### 【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

### 【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部) FAX 027-327-7628 (直通) Eメール [info\\_center@nozomi.go.jp](mailto:info_center@nozomi.go.jp)



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。